# 令和８年度　遠賀町障がい者就労施設等からの物品等調達方針

１　趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第９条の規定により、本町における障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

２　用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

３　適用範囲

この方針の適用範囲は、本町の全組織を対象とする。

４　調達の対象となる品目および障がい者就労施設等

この方針による調達の対象となる品目および障がい者就労施設等は、別表のとおりとする。

５　令和７年度調達目標

前年度実績を基準目標とし、それを上回るよう努める。

【参考】令和７年度実績 1,252,910 円

６　調達の推進方法

（１）この方針の担当課は福祉課とし、障がい者就労施設等が提供可能な物品等について情報を収集し、各課等に提供する。

（２）各課等は、障がい者就労施設等への発注が前年度実績を上回るよう、発注可能なものについて積極的に発注する。

（３）各課等は予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号の規定及び遠賀町財務規則等に基づき障がい者就労施設等との随意契約の積極的な活用を検討する。ただし、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づいて設置されたシルバー人材センター及び町内の中小企業などにも十分に配慮しながら、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

７　調達方針及び調達実績の公表

（１）障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、すみやかに町ホームページ等により公表する。

（２）調達実績は、当該年度終了後、遅滞なく町ホームページ等により公表する。